

神尾内記元勝。酒井因幡守忠知。御作事奉行被仰付い間、御普請之刻諸事御細工等、右三人より申付い刻、可存其旨之由、依上意、右之通各被申渡し畢。

御作事奉行

美濃間

宗門懸り

與力三キ、現米六十石、同心二十五人、三十依二人扶持。

家光公○徳川御代新規、寛永九申○紀元二九二年十月三日御使番ら。

同御書院番ら、同○寛永十五寅○紀元二九八年五月十六日町奉行へ。

同長崎奉行ら、同○寛永十七辰○紀元三〇〇年三月五日町奉行へ。

佐久間將監直勝

酒井因幡守忠知

神尾備前守元勝

役人代々記

此外御作事奉行被仰付い覺ノ如キモ、○紀元二九二年十月二日○諸書三御作事奉行初る被仰付い。ト記シテ、前記三人ノ名ヲ署ス。

寛永十二年亥十一月十日

一、御作事方に付、御用并御訴訟、將監、因幡、内記、三人こゝ、壹月宛番可致い。○中

寛永十二年亥十一月十日

享保集成○享保集成

作事奉行二人 從五位下

掌城廓及神社佛閣以下總大儀造營之職也。寛明同説、慶延略記曰、寛永九年十月、始置此職、以佐久間將監寛明實勝政夫○後駿河守、酒井因幡守忠知、神尾内記元勝後備前三人被補之也。代々記曰、寛文

二年二月、保田若狭守宗雪補之之時、帶吉利支丹改之事、而被令領與力六人同心三十人也。元祿十一年十二月、小出淡路守補之之時、又帶銃砲改之事、爾來尙帶兩改之事也。——東職記聞一

御作事奉行

當職其始は御目付、御使番、御番衆等より隨時出役にて勤め、定員なし。定役を置く、事は、寛永九年壬申十月三日、佐久間將監直勝、神尾内記元勝、酒井因幡守忠知を以て始とす。——職掌録

元和元年正月、この月片山源左衛門國次は致仕し、其子三七郎國家、父の原職を繼、作事方の小奉行とかり。○下

——台徳院殿御實紀三十四

按之此職、職掌録之見ユルガ如ク目付、使番、番衆等ノ出役ナリシガ、台徳院殿御實紀ニ依レバ、元和元年巳ニ作事方小奉行ナルモノアリシガ如シ。

作事奉行累代武藏ニ、寛永九年十月十三日、佐久間河内守、酒井因幡守此職ニ就ク、茲テ寛永十五年十一月、神尾備前守之ヲ命ゼラル、已下列員數十名ヲ舉ゲ、文久三年十二月十五日ニ任ヌル間部駿河守ニテ歌ム。

——徳川禁令考十六作事奉行

御作事奉行二十石高、老支。

専木工之事を司り、御大工頭、吟味役、下奉行の屬役を率ひて其場を修理す。御本丸西丸共、表向御座敷御城内とも繕ひ御修覆、増上寺一山御靈屋御供所、定式棟梁大工木挽諸色并人足、其外筆墨紙薪炭、小買物并御材木、取木水揚、筏組、御屋根方并高石垣草取、外曲輪御門の渡御櫓、大番所、御橋詰地櫓繕、溜池山王、并火消屋敷五ヶ所、山屋敷、猿江御材木藏、駒場野の御成先御藥園、御茶屋、聖堂釋奠御用其外御作事方定小屋、御祈初、山王神田祭禮慕張人足、御普請の外御向人足、御銃砲方渡人足、同旅人足、御

産業篇第三 關都時代

城内鶴威、雪除、西丸御臺所定掃除、黒鉄代人足、御鋸御用、上野御宮等也。御場所見廻り野服也。兼帯ハ宗門方也。其外御規式御成先、鶴御場、鶉御場等、遠國御用、其外見分、參州矢矧橋掛直し等也。

——明良帶錄後篇

御作事奉
行

一御作事奉行、むあしハ御造作有之付度と此御用被仰付て定まる御役ハあらずといへり。定役も成るハ寛永九年十月三日佐久間將監殿、酒井因幡守殿被仰付、是始かり。將監殿ハ佐久間河内守殿とて秀吉公ニ奉仕し使番あり。其後屢御當家ニ大坂御陣も御使番勤らまざり。武功有のみからず、茶道の宗匠ニテ世ニ擧用まざる人也。造作の方も鍛練なる故、當役被仰付ると聞へざり。物數奇も有されば、此人の作意ニ申付られし器物等今に世間にあり。因幡守殿ハ故左衛門尉殿老後ハ隱居し、京都ニ住居之時出生の子也といへり。後ニハ町奉行も、成まざる處に小林新平と云人と屋敷の境論有て、新平云分誤事ヲ究り切腹被仰付られ共、因幡守殿も町奉行職ハ諍論の事を執計御役あるニ、境論仕出し無事をも不繕を御咎ありて改易ニ成らる。其後御勘氣御赦免被召出て舊知も安堵せられざり。さて老年ヲ及びしハ隱居難髮し、自樂と名付、長壽マテ九十餘歳マテ卒去せり。予若輩かる時、自樂ニ逢ざりしが、昔物語を好せられざり。殊之外長咄マテ有しかり。當御役支配せらるゝハ、御材木奉行、繩竹石奉行、御疊奉行、川舟奉行、御大工頭、竝御被官繪師共、凡テ御作事御用の職人カト皆支配かり。又御作事奉行の切支丹改を兼帯ハ保田若狭守殿被仰付、大目付北條安房守殿と兩人マテ與力同心支配せられし始かり。此例を以今も大目付一人、御作事奉行一人、切支丹改を兼らるゝ也。鐵砲改兼て勤られしハ、加藤兵助殿かり。今ハ鐵砲改の兼帯ハ大目付方ハありマテ、當役も御普請奉行衆も無之。

一御作事奉行ハ兩人マテ勤られ、三人有ざる事ハ稀かるべし。此御役ハ諸大夫多し。大方ハ御役以前ハ叙任も有といへ共、御役中も御宅、御靈屋の御造營の御修補の時、其御用ニ掛ざる人諸大夫ハ被仰付て前々より諸大夫と布衣と交り勤らる。然るニ家宣公御代、寛永七年の冬、御普請奉行衆を諸大夫役ヲ始る被仰付し事あり、其時の御作事奉行兩人共ニ、諸大夫と成るニ付、不及御沙汰侍り、此已後當役ニ成る衆ハ、諸大夫被仰付覺ゆ。又云御作事奉行ハ、江戸の御造作計もあらず、國々何方マテも御殿の御造營皆御作事奉行の御役かり。御上洛之時ハ京都竝道中筋御殿々々の御作事御用勤らまき、日光御成も同前かり。仍寛永年中日光山可有御參詣と被仰出ざる時、御作事奉行加藤兵助殿見分ニ被參する事あり、然共就御他界御成ハ無之、さて亦近年ハ所々の御普請ハ大名の御手傳と云事止て、御城内外大小之御造作有ば御作事奉行衆へ被仰付。當御役の衆以前より御用繁多マテ無隙と申さる。され共御作事御成就の度々御褒美被下骨折ざる功も見し人も目立勤めのやうハ思ひ侍るなり。但諸事御入用減少せよと被仰出ざる已來、御吟味度と有、職人共得意も薄く口ふ手人足等もむあしのごとく出やらねば御作事マテ行ざるニ付御成就遅しと沙汰あり。又云御大工頭ハ參州、以來木原鈴木の兩氏世々勤來ざる處、綱吉公御時木原内匠を御取立あり、御小納戸衆迄ニ被仰付名ヲ木原兵三郎と改め、布衣も成ざり、仍御大工頭鈴木長兵衛一人かる故、御披官之内、片山三七と云者之御大工頭被仰付兩人して勤め侍る。兵三郎子をハ木原七郎兵衛と云けるが、是も御取立御廊下番の組頭とかる。薨御已後御靈殿御造營奉行勤て諸大夫ニ任じ、木原因幡守ニ成ざり。兵三郎隱居し、八十余才マテ、爾今存命あり。

御作事奉行支配

——御役人代々記ニ

- 一 御疊奉行二人
- 一 石奉行三人
- 一 材木奉行三人
- 一 樹奉行二人
- 一 瓦奉行
- 一 小細工奉行四人

- 一 御大工頭二人能御被官大工アマタ
- 一 御掃除方
- 一 繪師十一人
- 一 張付師
- 一 飾屋
- 一 鍛冶

一 庭作

——萬天日録 十四

支配向

切支丹宗門改同役中ヨリ一人兼務御材木石奉行、御大工頭、御疊奉行、植木奉行、小細工奉行、繪師、川船奉行。

——徳川禁令考十六作事奉行

三日○寛永九年十月

諸工人等にいまより後、作事奉行の命令をうけてつかふまつるべしと命ぜらる。

——大猷院殿御實紀 卷廿一

〔附記〕 久能山ノ金銀運致奉行

九日○癸卯、寛永九年十一月駿州久能山の金銀運致の奉行として、納戸横山藤左衛門一重、山田七右衛門直利をつかはさる。

——大猷院殿御實紀 卷廿一

御疊奉行任

十月八日 壬申

○寛永九年壬申(紀元二二九二年)○壬申、三正綜覽。

幕府柴村左源太長次ヲ疊奉行ニ任ズ。○大猷院殿御實紀。

御疊奉行任

御疊奉行任命

寛永九年十月八日、柴村左源太長次、疊奉行になる。

——大猷院殿御實紀 卷廿一

寛永十年、此とし疊奉行柴村一郎右衛門正次に同心二十人、井上外記正繼に十人あづけられ。○下略。

——大猷院殿御實紀 卷廿三

御疊奉行、寛永九年九年一本作二十一年壬申十月八日、始置二員柴村左源太、元祿九年丙午十一月十九日、加入一員、小普請ハ幡野市郎兵衛、是より三人ニ成、寛延元年戊辰十一月五日、御役扶持十五人扶持、寛政三年

辛亥十二月十日、百俵高。

——吏徴別録下。布衣以下御目見以上

諸役人員數并組支配

一、御疊奉行 三人役料七人扶持。又見官中秘策。吏徴。

——柳營秘鑑 四

下田奉行任

十二月三日 丙寅

○寛永九年壬申(紀元二二九二年)○丙寅、三正綜覽。

今村傳四郎正長ヲ伊豆國下田奉行ニ任命ス。○大猷院殿御實紀

國字分類雜記。

下田奉行任

下田奉行任命

三日○寛永九年十二月。目付今村傳四郎正長豆州下田の奉行を仰付らる。

——大猷院殿御實紀 卷廿一

産業篇 第三 覇都時代

九一九

下田奉行

寛永九壬申年十二月三日、今村傳四郎下田奉行とかる。慶延略記
享保六辛丑年六月二日豆州下田奉行を廢して相州浦賀奉行を置く。山本筆記
天保十三壬寅年小笠原加賀守下田奉行被仰付千石高、御役料千俵被下、浦賀奉行次席、翌十四年土岐丹波守勤役之時廢せらる。
——國字分類雜記

〔附記〕 走水奉行任命

走水奉行

寛永九壬申年、安部次郎兵衛、元祿九丙子年青山藤藏、以後廢職とかる。東職記

——國字分類雜記

是年○寛永九年(紀元二二九二年)仙臺○陸前國米江戸廻開始ス。○君臣言行錄。近代世事談。大日本古文書。武江年表。

仙臺米江戸廻送

仙臺米江戸廻送 君臣言行錄ニ左ノ如ク見ユ。武江年表同ジ。

寛永九年ヨリ御免ニテ仙臺ノ米穀始テ江戸へ廻ル故、今ニ江戸三分ノ二ハ奥州米ノ由。其頃仙臺ニテ米値段金一兩ニテ七石四斗程セシカ、今程ハ金一步ニハ六斗程ノ由、奥州コゾツテ難有奉存イト也。

仙臺米

奥州米、江戸入津の始は、寛永九年なり。これより年々おこたらず來ると、諸家秘録にみえたり。

——近代世事談

伊達政宗江戸廻米渡方黒印狀

當年下々之米、江戸へ爲相上イ儀、百貫文之知行高ニ付、米三百石宛通イ様ニ、佐々若狹書付相出イ得共、百貫文ニ付る米貳百石宛、御禮金ニ百石ニ付る小判五兩宛請取、御判可相渡イ。但貳百貫文迄之右之通イ。三百貫文ノモ、百貫文ニ付る米百石宛之條をり、御禮金ニ可爲五兩宛イ。此外ニ相通しい者イモ、百石ニ付る拾兩宛之御禮金を請取、御判可相渡者也。仍る如件。

寛永拾壹年

極月五日 () (政宗黒印)

御藏所三組之御算用衆

——大日本古文書

寛永十年癸酉○紀元二二九三年正月六日己子○己子、三正統覽諸國巡見使等ニ每國ヲ分命ス。○大猷院殿御實紀。徳川禁令考。

諸國巡見使任命

諸國巡見使任命事蹟

六日○寛永十年癸酉正月。中略。この日諸國巡使等に、每國を分命せらる。溝口伊豆守善勝、使番川勝丹波守廣綱、書院番牧野織部成常は五畿南海、小出大隅守三尹、使番永井監物白元、書院番桑山内匠貞利は關東、小出對馬守吉親、使番城織部佑信茂、書院番能勢小十郎賴隆は九州、市橋伊豆守長政、使番拓植三四郎正時、小姓組村越七郎左衛門正重は中國、分部左京佐光信、使番大河内平十郎正勝、書院番松田善右衛門勝政は奥羽及び松前、桑山左衛門佐一直、使番徳山五兵衛直政、書院番林丹波勝正は北國かり。

——大猷院殿御實紀卷廿二

徳川禁令考、巡見使ニ就キテ記ス事左ノ如シ。

按ニ巡見使ノ舉行ハ其由來舊三百箇條ノ一書云、天子巡狩諸侯連職ノ代リトシテ或ハ五年或ハ七年ニ出テ諸國巡見使ニ可試、國司領主之宴居行跡民家ノ安否耕作之盛衰城館之修治等ニ是又不可斷絶事、又一書云、他領私領ニ限ラズ子ノ年午ノ年相當候ハ、巡見使ヲ差出、民家ノ盛衰ヲ試テ可有賞罰事、以上ノ二書ニ據レハ、五年或ハ七年毎ニ巡見使ヲ派出セララルヲ定メトス。然レドモ寛永以降ハ將軍一代ニ一度之ヲ舉行スルヲ例トス。天寬日記ヲ按スルニ、元和四年牧野清兵衛目付トナリ、渡邊圖書、永井監物國々ヲ巡察セシ事ヲ載セタリ。然レモ其令條ヲ見ズ。今寛永、享文、戸徳ノ令條及臨時二三ノ論議ヲ全釋ス。他ハ大抵寛文正徳ノ令條ニ據ルモノニテ、大同小異ノミ、故ニ詳記ニ及ハス。

寛永十四年正月六日

諸國并浦々巡見被仰付い時之御條目覺書條々

- 一、今度國廻之刻、以御威光何事こよらず奢仕間敷い。勿論召連い下々迄堅可申付事。
- 一、召列下々喧嘩口論仕こおゐてハ、双方可誅罰之令、荷擔ものハ本人可爲同前事。
- 附近之者と申事仕こおゐてハ、其領主并代官等相談之上理非をわかち有様こ可申付事。
- 一、竹木一切不可伐採事。
- 附、不可押買狼籍事。

- 一、駄賃宿賃御定之ことく急度可相渡之、代物不出之人馬つかふべからざる事。
- 一、國々所々こおゐて何こよらず馳走を一切請べからざる事。

右可相守此旨もの也。

寛永十年正月六日

御黒印

諸國巡見使覺

五畿内 四國、紀伊、伊勢

東海道 從美濃國、安房上總、下總

陸奥 從常陸國、出羽

北陸道 佐渡共

中國 隱岐共

九州 二嶋共

産業篇第三 霸都時代

溝口伊豆守
 川勝丹波守
 牧野織部
 小出大隅守
 永井監物
 桑山内匠
 分部左京亮
 大河内半十郎
 松田善左衛門
 桑山左衛門佐
 徳山五兵衛
 林丹波守
 市橋伊豆守
 柘植平右衛門
 村越七郎右衛門
 小出對馬守
 城織部
 能勢小十郎

右ハ寛永十酉年被遺之。

類焼者賜銀

十一日甲辰 ○寛永十年癸酉(紀元二二九三年)正月。○甲辰、三正綜覽。前月末火災ニ依リ類焼諸家及ビ町へ銀ヲ賜フ。○大猷院殿御

實紀。寛永日記。御舊記。日本財政經濟史料。

類焼者賜銀事蹟

類焼者賜銀

寛永十年癸酉正月十一日

去年火災に逢し輩に造作の費用を賜はる。松平筑前守光高銀五百貫目、細川越中守忠利、松平中務大輔忠知は三百貫目づゝ、藤堂大學頭高次、生駒壹岐守高俊は貳百貫目づゝ、松平周防守康重、松平五郎忠憲は百貫目づゝ、竹中采女正重次、前田大和守利孝、加々瓜民部少輔忠澄は五拾貫目づゝ、代官伊奈半十郎忠治、醫官今大道路三親昌は三拾貫目づゝ、儒役林永喜信澄、寄合山名主殿矩豊、小姓組中川半左衛門光重寄合米津内藏助由盛は廿貫目づゝ、小林十郎左衛門時喬、鐵砲方田付四郎兵衛景治、醫員岡道和元春、南倉專益正林へ拾貫目づゝ、及び市街へ百四拾貫目下さる。
——大猷院殿御實紀卷廿二

一、去年十二月廿九日夜火事之節類焼之輩

- 一 銀子五百貫目 松平 筑前守 一同 三百貫目 細川 越中守
- 一 貳百貫目 藤堂 大學頭 一同 貳百貫目 生駒 壹岐守
- 一 三百貫目 松平 中務大輔 一同 百貫目 松平 周防守

- 一同 百貫目 松平 五郎 一同 五拾貫目 竹中 采女正
- 一同 拾五貫目 前田 大和守 一同 五拾貫目 加々瓜 民部少輔
- 一同 三拾貫目 伊奈 半十郎 一同 拾貫目 道三 法印
- 一同 貳拾貫目 山名 主殿 一同 貳拾貫目 中川 半左衛門
- 一同 貳拾貫目 米津 内藏助 一同 貳拾貫目 永 喜
- 一同 拾貫目 元 春 一同 拾貫目 專 益
- 一同 拾貫目 小林 十郎左衛門 一同 拾貫目 田付 四郎兵衛
- 一同 百四拾貫目 兩町 屋へ

——寛永日記 御内記 九、同。

右は去年十二月廿九日之夜依類焼被下云々。
——大猷院殿御實紀 卷廿一

日本財政經濟史料第二卷亦上掲記事ヲ収録ス。

〔附記〕 關東大地震。

〔附記〕 關東大地震

この日 寛永十一年 正月廿日。今曉關東大地震す。こと更相州小田原一驛ことごとく破潰し、民屋一字ものこらず。泥水湧出箱根山より岩石くづれ落て、行人これがためにうたれ、死するもの多かりしとぞ。よて稻葉丹後守正勝に、速に道路の修治を加ふべしと命ぜらる。又小田原城郭は作事奉行酒井因幡守忠智、普請奉行

黒川八左衛門盛至うけたまはり、公役をもて修理せしめらる。

——大猷院殿御實紀卷廿二

奉書船其他
貿易事項規
定

二月廿八日庚寅○寛永十年癸酉(紀元二二九三年)○庚寅(三正統覽)長崎奉行ニ老臣連署ノ條目ヲ授ケ、奉書船以外ノ海外渡航禁止其他貿易ニ關スル事項ヲ規定シ、中ニ蕃船ニ關スル疑義ハ江戸へ上申スベキ事、又外船ノ船載荷物目錄ヲ江戸ニ注進スベキ事ヲ規定ス。○大猷院殿御實紀。憲教類典。武家殿制錄。

奉書船其他貿易事項規定

奉書船其他
貿易事項規
定

この日寛永十年二月二十八日老臣連署の條約を、長崎の奉行にさづく。異域へ奉書舟のほか、かたく航海せしむべからず。もしひそかに渡海するものは死刑に處し、その船及び船主共留め置聞えあぐべし。異域に住宅を設けて、又來るものは斬に處すべし。されど止事を得ずして滞留し、五年より内に歸朝せば、査檢をとげ、本邦にとどまるべきにをいてはゆるさるべし。又彼國に歸らんといはゞ死刑たるべし。天主教の地へ、奉行兩人より、この事ふれつかはずべし。邪教の訴人褒賞銀百枚。それより以下はその品にしたがひはかるべし。蕃船にうたがはしき事ありて、江戸に聞えあぐる内番船の事は、是迄のごとく大村松千代純信がもとに告やるべし。天主教をひろめんとて渡來の南蠻人、そのほか邪徒は前々の如く、大村の獄につながるべし。凡邪教は船中迄心いれ査檢し、諸色一所に買とるべからず。崎港にて來船の荷物を、奴僕等異國人より直に買とる事を停禁す。來船の荷物注記して府に送り、その返書いまだ至らず共、前々の如くうりひさがしむべし。船載の糸その價を定め、残らず五所へ頒布すべし。糸外の諸色は、糸價定りし上うらしむべし。諸荷物の銀價定りし上は、廿日を限り賣つくすべし。異船の歸帆は九月廿日を限るべし。されど遅參

の船は、着せし日より五十日を限るべし。船荷賣残りし物を渠より預くるも、こゝにてあづかる事も、共に停禁たるべし。五所の商人崎港參着の事、七月廿日をかきるべし。それより遅參せば頒布せしむべからず。薩摩平戸其他各浦へ來船するとも、崎港の糸價の如くたるべし。長崎にて價定らざる前は、賣買停禁たるべしとなり。
——大猷院殿御實紀卷廿二

長崎奉行衆御條目

覺

- 一、異國の奉書船之外船遣の儀堅停止之事。
- 一、奉書船之外の日本人異國へ遣申間敷い。若忍ゆる乘參りゆ者有之は於て其者ハ死罪、其船并船主共ニ留置言上可仕事。
- 一、異國の渡り住宅仕有之日本人來ゆ者死罪ニ可申付ゆ。但不及是非仕合有之而異國ニ致逗留五年内ニ罷歸ゆものと穿鑿をとぎ、日本ことまり可申付ゆる御免、併異國に又可立歸において死罪ニ可申付事。

- 一、伴天連宗旨有之所に從兩人○會我及左衛門、今村傳四郎。申遣可遂穿鑿事。
- 一、伴天連訴人なうびの事。

- 上々訴人ニ銀百枚、夫々下々に其品ニまゝのひ可被相斗之事。
- 一、異國船申分有之る江戸の言上之間番船之事、如此已前大村方に可申越事。

- 一、伴天連之宗旨弘い南蠻人其外惡宗○武家殿制錄。異名。之もの有之時と前々之とく大村の籠ニ可入置事。

辻番所勤方
及給分規定

六月廿九日己丑○寛永十年癸酉(紀元二二九三年)○己丑(三正綜覽)市内警備ノ爲辻番所勤方及ビ給分ヲ規定ス。○徳川禁令考。大

猷院殿
御實紀。

辻番所勤方
及給分規定
事蹟

辻番所勤方及給分規定 徳川禁令考「辻番所規則」ニ付キテ云フ。按ニ、泰平年表ニ「寛永六年始メテ江戸武家屋敷小路辻番所所置」トアリ。所謂辻番所トハ武家所在ノ街衢ニ番所ヲ置キテ非常ヲ警備シ、往來ヲ譏察セシメル者ヲ謂フ。其ノ番所ノ大小人員ノ多寡ノ如キハ、大小名旗本ノ分限ニ由リテ等シカラズ。大名ノ辻番ハ各自ニ隸卒ヲ交番セシメ、旗本以下ハ數家共同シ、傭人ヲ以テ之ヲ爲スト云フ。蓋武家所在ノ街衢ニハ辻番所ヲ設ケ、尋常ノ市街ニハ木戸及自身番屋ナル者ヲ設ク、是レ當時市街警備ノ通規ナリ。ト。

寛永十四年六月廿九日

辻番所勤方并給分之覺

覺

頃日辻番油斷ニ相見ゆ。端々ニある人を切ゆ間、辻番之儀入念急度可被申付ゆ。以來御歩行目付衆毎月まわし、惡所ゆへ可致言上旨ゆ間、晝夜無油斷可申付事。

西六月廿九日

湯島天神切通、當社別當より。増上寺切通、當寺中院より。千駄木原、東漸寺より。

今安村、伊奈半十郎手代より。

兩國橋、同斷。

高輪村、同斷。

小塚原村、同斷。

元吉祥院、野村彦太夫手代より。

本所廿六ヶ所、同斷。

江戸橋、町年寄三人より。

右辻番、壹ヶ所之人數六人ツ、壹人ニ付給分扶持共ニ金貳兩宛、外爲油料金壹兩、合金拾三兩宛也。此金子請取ゆ刻、手形、寺社奉行、町奉行、御勘定奉行、御徒目付裏判之事。——徳川禁令考卷二十二

廿九日○寛永十年六月書院番頭池田帶刀長賢、朽木民部少輔植綱二人は、稻垣若狹守重太と共に、頃日辻番の事つかさとするべしと命ぜらる。けふ令せらるゝは、弓矢鳥銃人怠慢のさましるく、僻地にて人を刃傷するものあれば、辻番人心いるべき旨きびしく命すべし。この後歩行目付毎月巡察せしめ、もし怠慢の所爲あらば聞えあぐべきにより、晝夜おこたらざるやう曉諭すべしとなり。日記——大猷院殿御實紀卷廿三

七月十八日戊申○寛永十年癸酉(紀元二二九三年)○戊申(三正綜覽)各所ニ高札ヲ立テ、人身賣買禁止、驛馬駄賃荷物ノ

駄量、定外人馬出ス可カラザル事、増錢ノ禁止、駄賃馬出方等ニツキ布令ス。○大成令考。徳川禁令考。

大猷院殿
御實紀。

人身賣買、年期、驛遞等布令

寛永十四年七月十八日

産業篇第三 覇都時代

人身賣買年
期驛遞等布
令事蹟

人身賣買年
期驛遞等布
令事蹟

辻番ノ
制

定

一、人賣買一圓停止たり、若猥輩於在之ハ、其輕重をわかち、或ハ死罪籠舎可爲過錢事。附、口入同罪之事。

一、男女抱置年季拾ヶ年を可限、過拾年ハ可爲曲事事。

一、手負たる者不可隱置事。

一、御傳馬并駄賃之荷物壹駄四拾貫目之事。

一、人馬之御朱印を傳馬次之所々におゐて致拜見御書付之外壹疋壹人も多不可出之事。

一、御定之外増錢取者有之ハ、三十日可爲籠舎并其町々年寄爲過料五貫文其外家壹軒より百文つゝ可出之事。

一、御傳馬駄賃之儀、馬持次第可出之、但駄賃馬多く入時ハ、其町々より在々所々ハ履、荷物遅々無之様雨風之時も可出之事。

一、往還之輩、制札之表を相背、理不盡之儀申におゐてハ可爲曲事事。

但往還之者非分申懸るにおゐてハ可爲曲事事。

右可相守此旨者也。仍執達如件。

寛永十年七月十八日

奉

行

大成令。徳川禁令。考同。

十八日○寛永十年七月この日各所へ高札を建らる。人賣買一切停禁す。もし違犯せばその輕重にしたがひ、あるは

斬罪、繫獄、あるは贖錢たるべし。定期を過ばとがめらるべし。刃傷せられしものかくし置べからず。驛馬駄賃の荷物一駄四十貫目たるべし。人馬の御朱印を毎驛拜閱して、定外に一夫一疋も多くいだすべからず。定外の賃錢食るものあらば、三十日繫獄たるべし。并に毎地の年寄は過料五貫文、土人は毎戸百文づゝ出さしむべし。駄馬は養ひ置ほど出すべし。されど駄馬多く用あるときは、其驛より各村に雇ひ、荷物遅滞なく暴風雨といへども出すべし。往來のもの高札の旨にそむき、ひが事申かくるにをいては、曲事たるべしとなり。大成令。

大猷院殿御實紀卷廿三

七月十九日己酉○寛永十年癸酉(紀元二二九三年)○己酉、三正綜覽。公私領ニ於ケル農商等庶民ノ訴訟手續ヲ令ス。御

法度書。令條秘錄。政柄秘記。日本財政經濟史料。

農商等訴訟手續布令

寛永十年癸酉七月十九日

定

一、御代官所給人方町人百姓目安事、其所之奉行入代官並給人等之捌を請べし。若其捌非分有之者、於江戶可申之。奉行入代官等へ不理して訴申族は、縦雖有理不可裁許事。

付、田畑野山等隱置訴人事、御褒美可被下之、隱置輩は或死罪、或過料、可隨罪之輕重事。

一、寺社領之百姓目安之事、其所之代官へ相斷、捌を請べし。若其捌非儀有之者、於江戶可申之。代官に不斷して訴申輩は不可裁許事。

訴訟手續

農商等訴訟手續布令事

農商等訴訟手續布令

一、慥なる證文證據雖有之、申掠公事仕族者、或籠舍、或過料、籠舍之日數、過怠之員數可依科之輕重事。

右可相守此旨者也。仍執達如件。御法度書二

(參照) 寛永十年癸酉八月十三日 (令條秘錄 七月十九日)

定

一、御代官所給人方町人百姓目安之事、其所之奉行人代官給人等之捌を可受、若其捌に非分有之者於江戸可申之、奉行人代官給人等へ不斷して訴申族者、縱雖有理不可裁許之事。

一、國持之面々家中並町人百姓目安之事、其國主之可爲仕置次第事。(此一條令條秘錄に脱す。)

一、寺社領之百姓目安之事、其所之代官へ相斷吟味を可受、若其捌非儀有之者於江戸可申之、代官へ不斷して訴申輩不可裁許事。

一、慥成證文證據有之といへども、申掠公事仕族之事、或は籠舍或は過料、籠舍之日數過料之員數可依科之輕重事。

附、田畑野山相隱置訴人事、御褒美可被下い。隱置輩々或死罪或過料、可隨科之輕重事。政柄秘記一

——日本財政經濟史料第二卷

十九日○寛永十年七月。けふ令せらるゝは、公私領の農商目安を捧るとき、其地の奉行代官并に地頭の裁斷を受べし。もし非分のはからひあらば、府にして上裁あるべし。奉行代官へ斷らずして越訴せば、たとひ理ありといふとも上裁あるべからず。田圃野山等かくしをく事うたへ出ば褒賜あるべし。かくしたるものは、斬罪

過料科の輕重によるべし。寺社領の農民も、その地の代官へうたへ出、裁判をうくべし。もし非義のはからひあらば、府にて上裁あるべし。代官に斷らずして訴へ出は、沙汰に及ぶべからず。證狀ありとも申掠て出訴するに及ばざ繋獄の日數過料の員數、その罪の輕重により命すべしとなり。嚴制錄

——大猷院御實紀卷廿三

八月十一日辛未○寛永十年癸酉(紀元二二九三年)○辛未、三正綜覽。土屋忠次郎利常ニ川舟奉行ヲ命ズ。○人見秘記。大猷院殿御實紀。

川舟奉行任命

十一日○寛永十年八月、辛未。御膳奉行土屋忠次郎利彦川船奉行になり。

——大猷院殿御實紀卷廿三

寛永十年癸酉八月十一日。辛未。

土屋忠次郎川舟奉行被仰付、御直也。

——人見秘記日本財政經濟史料同。

町人家督相續規定其他

八月十三日癸酉○寛永十年癸酉(紀元二二九三年)○癸酉、三正綜覽。令シテ、町人家督相續法、主從訴訟手續、訴人、隱田島野山ノ訴、公領農商ノ訴訟、私領農商ノ訴訟、寺方ノ公事、寺社領農民ノ訴訟、殺傷、欠落者、屋鋪境爭論等ニツキ規定ス。○政柄秘記。日本財政經濟史料。大猷院殿御實紀。

町人家督相續規定其他

寛永十年癸酉八月十三日

定

産業篇第三 覇都時代

一、町人跡職之事、存命之内五人組に相斷其上町年寄三人之所にて帳に付置べし。但、其子於不届々重て可申斷也。及末期節目違たる遺言立之間敷事。

一、主人と家僕との公事、勿論主人次第たるべし。但、主人非分有之ば、隨理非可裁斷事。

一、家僕に目安上らるゝ輩之事、侍中之者松平大隅守、牧野内匠頭、加々瓜民部少輔、堀式部少輔狀を添可遣之、御代官ならば、松平右衛門太夫、伊丹播磨守書狀を添可遣之、町人には、目安之裏に書付可遣之事。

一、目安裏判に日敷を積、書付遣之上不能出輩者籠舎、但、日敷五日、其後可爲對決之事。

一、訴人之事、縦雖爲同類、其品により科を赦し、御褒美可被下之事。

一、田畠野山隱置訴人事、御褒美可被下之、隱置輩者、或死罪或過料可隨科之輕重事。

一、慥成證文證據有之を乍存、掠申、公事仕族之事、或籠舎或過料、籠舎之日敷可依科輕重事。

一、御代官所給人方町人百姓目安之事、其所之奉行人代官人等之捌を受、若其捌に非分有之者、於江戸可申之、奉行人代官給人等へ不斷して訴申族者、縦雖有理不可裁許之事。

一、國持之面々家中并町人百姓目安之事、其國主之可爲仕置次第事。

一、寺方之公事之輩、本寺之吟味を請べし、若本寺之捌非分有之者、於江戸可申之、本寺へ不斷して訴申族は、縦雖有理不可裁許事。

一、寺社領之百姓目安之事、其所之代官へ相斷、吟^言を可受、若其捌非儀有之者、於江戸可申之、代官へ不斷して訴申輩不可裁許事。

一、申分不立非據之儀訴申族之事、於其所死罪又者舍籠之事。

一、殺害人之事、其時之品により、或死罪、或籠舎之事。

一、双傷咎之事、其品により或籠舎、或過料、可隨事之輕重事。

一、かりごとを申族之事、其品により或死罪、或籠舎之事。

一、欠落之者送たる輩可爲曲事。

一、欠落之者請人之事、可隨科之輕重事。

一、屋敷境相論之事、其町之者を召出し、證據次第可申付之事。

一、誂物諸色請取如約束不調輩、可爲曲事。

一、科人雜物并妻子所從等、或主人、或其所之奉行人改出し於持來者、其主人奉公人可爲進退、御奉行所より届有之者、被行罪科族者御奉行所へ可差上之事。

寛永十年癸酉八月十三日

政柄秘記

——日本財政經濟史料

十三日^{○寛永十年八月}。けふ令せらるゝは、市人遺跡のこと、没前に五人組に告、そのうへ町年寄三人の簿にしるさしむべし。されどその子不良の事あらば、かさねて申斷るべし。死期に及び筋目たがひたる遺言は用ふべからず。主奴の訴訟は其主の心にまかすべし。されど主非分あらば、理非にしたがひ裁斷すべし。奴に目安捧らるゝ者、武家は留守居松平大隅守重則、牧野内匠頭信成、加々瓜民部少輔忠澄、堀式部少輔直之より添狀をさづくべし。代官所は松平右衛門大夫正綱、伊丹播磨守康勝が添狀あるべし。市人には目安の背に注記し遣すべし。目安裏判に日敷をつもりしるせしを用ひず出府せざるものは、繫獄五日、その日を過

ば對決せしむべし。訴人はたとひ與黨たりといふともそのさまにより科をゆるし褒賜あるべし。田圃野山私にかくしをくをうたへ出ば、褒賜あるべし。かくしたるものは死刑、過料、科の輕重によるべし。證狀等あるを知りつゝ、申掠て出訴に及ぶ徒上におなじ。公私領農商の出訴は、其地の奉行并に代官地頭の裁斷をうくべし。もし代官地頭非義のはからひあらば、上裁を仰ぐべし。代官地頭へうたへずして出訴せば、たとひ理ありといふとも上裁あるべからず。國主の輩藩士并に領内農商の出訴は、國主の心に任すべし。寺院の訴訟は本山の裁斷を受くべし。もし本寺非分のはからひあらば上裁に及ぶべし。寺社領の農民出訴は、その地代官の裁斷を受べし。代官非義あらば上裁に及ぶべし。代官に告ずして越訴せば、沙汰に及ばず。非據の出訴せば、其地にて斬罪、あるは繫獄たるべし。人を切害せしものは、其さまにより是も繫獄に下すべし。刃傷せしは繫獄か、過料か、科の輕重に隨ふべし。偽いふものは其さたにしたがひ、措置上におなじ。亡命を他へをくりやらば曲事たるべし。亡命の保人は罪その輕重によるべし。地堺の諍論は土人をめして、證據あるまゝに裁斷すべし。何によらず誂物せしに約諾の如くとゝのはざるものはとがめらるべし。刑徒の資財并に妻子所従は、あるは主人あるはその地の奉行是を點檢し、持來らば其主及び奉行人進退たるべし。廳より告ありて罪科に行はるゝ者、其品廳へ進呈すべしとなり。日記。條令。

大猷院御實紀卷廿三

九月十九日戊申

○寛永十年(紀元二二九三年)○戊申、三正綜覽

是頃幕府武藏國雜司谷村

○市内小石川區。武藏國北豊島郡

駒込妙義坂下等

ヲ檢地ス。○文政町方書上。

檢地

檢地事蹟

檢地

寛永十年幕府雜司ヶ谷村其他ヲ檢地シタル者ノ如ク、文政町方書上左ノ如ク記ス。

一、當町雜司ヶ谷之儀之前書申上御繩打衆御繩打衆
 九月十九日御改有之御役人方御姓名御役人方御姓名、

- | | | |
|---------------------|-------|----------|
| 篠原 | 多左衛門様 | 長尾五郎右衛門様 |
| 高濱庄 | 五郎様 | 與語太兵衛様 |
| 原 | 彦兵衛様 | 井田四郎兵衛様 |
| <small>御勘定衆</small> | 助右衛門様 | 石川喜右衛門様 |
| 富森 | 六左衛門様 | 松井忠左衛門様 |
| 大石 | 彦右衛門様 | 平澤又右衛門様 |

右御檢地御水帳、名主平次左衛門方之所持仕罷在御。

其後寛永十八巳年中高二百石之處、市谷自證院領之相成申御。

駒込妙義坂下町。

一、檢地之儀御、傳通院領之相成。御改無御座、其以前寛永十四年御改御座御由申傳御得共、御水帳面無之、駈御相知不御申御。

——文政町方書上

〔附記〕
牛込通寺
町檢地

〔附記〕 牛込通寺町檢地。

寛永十二年ヲ以テ施行ス。府内備考ニ、

通寺町○牛込
○中略。

産業篇第三 覇都時代

一、御檢地

右御檢地之義を、寛永十二年九月廿八日野村彦太夫様手代平田作右衛門殿、梅田傳左衛門殿御檢地ニ御座り。

寛永十一年甲戌○紀元三三三九年正月十四日辛丑○辛丑、三三三九年歸府セシ巡檢使ヨリ諸國ノ施政民情ヲ聽ク。○大猷院殿御實紀。

諸國巡檢使報告事蹟

諸國巡檢使報告

十四日○寛永十一年甲戌正月國廻の輩御前にめして、毎國の政理、風俗、民の利病を御垂問あり。

大猷院殿御實紀卷廿四

二月二日己未○寛永十一年甲戌（紀元三三三九年）幕府城中ニ門跡公卿以下ヲ饗シテ猿樂ヲ張り、市人ノ芝入ヲ許ス。○大猷院殿御實紀。此頃城下ノ市街ハ約三百街ナリシト云フ。○東京地理志料。

市中猿樂入觀 寛永十一年正月廿四日台徳院廟法會始り、勅使轉法輪三條實秀、院使觀修寺經廣、大后使堀川康經、及知恩院門跡良純法親王、前關白九條幸家、大僧正天海、毘沙門堂門跡公海其他之ニ臨ム。事大猷院殿御實紀ニ見ユ。二月二日門跡公卿以下ニ對スル饗宴有リ。是日市人ノ入テ猿樂ヲ觀ルコトヲ許ス。市人ノ猿樂入觀ハ是ヨリ先無キニ非ズ。其恒例ト爲ス者茲ニ始マル歟。

市人城中猿樂入觀事蹟

一、同○寛永十一年甲戌二月二日、於御本丸御能芝居、賜見物町人於青銅。是初例也。依頃日不豫快然也。自是以後嘉儀毎度如此。

國朝舊章錄

二日○寛永十一年二月御法會○寛永十一年正月廿四事事なくはてしをもて、饗宴猿樂あり。公卿門跡はじめみな饗せらる。毛利甲斐守秀光・立花飛騨守宗茂・有馬支蕃頭豊氏は、御前に伺公す。樂は翁・三番叟・高砂・千壽・紅葉狩・黒塚・張良・祝言、酒井雅樂頭忠世能はじめ并吳服渡を役す。黒書院上段に九條前關白・知恩院宮・中段に轉法輪大納言○眞秀・高倉宰相○永・堀川三位○康まかる。たゞし勸修寺宰相○經は所勞によりまうのほらず。初献二献御各盃、三献の御盃を前關白につかはされ、關白返盃ありて、宮につかはされ、宮かへしまいらせられし後、大納言出座して、其御盃給はる。其時數の御盃進らせ、みな御盃をたまふ。御次にて酒菓を饗せらる。この日市人芝居にてみる事をゆるされ、青銅貳万貫給ふ。日記。

大猷院殿御實紀

二月二日○寛永十一年御城において御能芝居町人總見をゆるされ、青銅を賜る事、是より始りけるよし、或記に見えたり。
武江年表

○上後世古町と唱ふるは、初め三百町なりしと見えて、文政町方書上本所御原町書上に御入國の砌、町の三百町に分けられし頃の起立云々、又本所御原町書上は御入國以來、町數未だ三百に満たざる頃云々など云ることあり。此町數を營中猿樂の芝人あるときに出る古町の數に大凡符合すれば、古町三百町といふこと疑ふへからざるに似たり。

營中の猿樂に芝居を許さるゝ町々は、久右衛門町代地舊記に凡二百五十八町とあり。是は町名の數をいふにや。江戸圖説にも、三百五十四町とあり。近世は増て三百八十七町あり。是ハ其町々、後世愈分れ愈増たるなり。さきど舊來の例にて、月行事へ每人青銅壹貫文つゝ三百十六分を給はるは、乃ち寛永の頃までも町數は三百町餘に

過ぎざりし一證なり。猿樂の芝入は、寛永以降の例にして從來是を許さる、町々も當時の定と見ゆ。今其町々を左に列す。

本町三丁目ハ・岩附町・大傳馬町・通旅籠町・通油町・元濱町・橋町二丁目・村松町・横山町・本兩替町・本革屋町・駿河町・瀬戸物町・伊勢町・小舟町・堀留町・堀江町・甚左衛門町・元大坂町・堺町同横・住吉町・新和泉町・葺屋町・新材木町・新乗物町・長五郎屋敷・長谷川町・富澤町・新大坂町・彌兵衛町・田所町・庄助屋敷・北船町・品川町同河・室町・本小田原町・安針町・本船町・小網町・南傳馬町・鈴木町・因幡町・具足町・柳町・炭町・金六町・水谷町・南八町堀二二三・本湊町・船松町・十軒町・明石町・南飯田町・上柳原町・南本郷町・南小田原町・桶町同會・南鍛冶町・五郎兵衛町・疊町・北紺屋町・西紺屋町・山下町・南佐柄木町・加賀町・八官町・寄合町・佐兵衛町・丸屋町・喜左衛門町・山城町・筑波町・大鋸町・南鞘町・南塗師町・本材木町八・松屋町・幸町・日比谷町・東湊町二・弓町・休伯屋敷・勘左衛門屋敷・南紺屋町・新肴町・彌左衛門町・鑓屋町・南鍋町・瀧山町・守山町・惣十郎町・南大工町・内山町・山王町・與作屋敷・木挽町七・箱崎町・北新堀町・靈巖島四日市町・南新堀靈巖島町・靈巖島鹽町・靈巖島濱町・川口町・長崎町・南銀町四・西河岸町・吳服町・元大工町・南大工町・道壽屋敷・三島屋敷・敷寄屋町・檜物町同會・方町・通四・上榎町・元四日市町・青物町・南茅場町・下榎町・樽正町・新右衛門町・南油町・箔屋町・岩倉町・川瀬石町・佐内町・平松町・金吹町・本石町・鐵砲町・小傳馬町同上・龜井町・橋本町四・馬喰町・元柳原町六・久右衛門町・佐久間町四・本銀町・元乗物町・神田紺屋町・白壁町・神田鍛冶町・松田町・神田鍋町・通新石町・須田町・連雀町・新革屋町・新石町一・堅大工町・多町・神田佐柄木町・神田塗師町・大和町・龍閑町・鎌倉町同横・三河町・雉子町・四軒町・新銀

阿媽港人并和蘭人入貢

阿媽港人并和蘭人入貢事蹟
阿媽港人入貢
和蘭人入貢
蘭人入貢
貢物

老中等職掌規定
老中等職掌
規定事蹟

町・横大工町・關口町・蠟燭町・兼房町・備前町・櫻田伏見町・善右衛門町・櫻田鍛冶町・櫻田和泉町・久保町・太左衛門町・葺手町三・尾張町・竹川町・出雲町銀座以下・芝口二三・源助町・露月町・柴井町・宇田川町同横・神明町・濱松町四・新綱町・芝松本町・富山町二・永井町・三島町・七軒町・中門前三・片門前・赤坂傳馬町・元赤坂町・平右衛門町・淺草茅町・瓦町・天王町・森田町・淺草旅籠町・新旅籠町・元飯田町・本郷六・四谷傳馬町・神田旅籠町二・湯島六丁目同・切通片町・玄桂屋敷・麴町十三・市谷田町・船河原町・本所徳右衛門町・本所茅場町・花町・吉田町・新坂町・柳原町六・入江町・長崎町・清水町一・凡古町の間なる武家地寺地等、追て町家となれば、古町並と唱へて諸事古町に準ずれども、其商人ハ芝居及年頭の参賀に出ることを得ず、但他町より移來りしハ總て舊地の例に従ふ定なり。

二月十五日壬申○寛永十一年甲戌(紀元二二〇九年)阿媽港人并和蘭人入貢シ、各々貢物ヲ獻ズ。

○大猷院殿御實紀。

阿媽港人并和蘭人入貢

十五日○寛永十一年二月月次なり。阿媽港人入貢す。貢物は、白糸、白まがひ糸、紅糸、繻珍、たひい筋、繻珍、黒

繻珍、黒綸子、緋綸子、緋紗、綾大白、綸子、赤熊皮、麝香、阿蘭人も同じく貢する物は、大銃、千里鏡、

猩々皮、白羅紗、阿蘭繻子、金銀花氈、人形繪、毛氈、暖簾、毛氈。阿蘭衣、蒲團、鏡臺、蘭扇、大鏡、

珊瑚樹、白檀柱なり。

——大猷院殿御實紀 卷廿四

三月三日丁亥○寛永十一年甲戌(紀元二二〇九年)老中等ノ職掌ヲ定ム。○大猷院殿御實紀。徳川禁令考。

老中等職掌規定

産業篇第三 霸都時代

三日○寛永十一年三月。上巳例の如し。天下大小の政務萬機、滯なく聞えあぐべき旨、御黒印もて仰出さる。けふ酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝は、禁中及び公家門跡の事、國持万石以上の事、奉書の判のこと、公料租税のこと、國用寶貨のこと、重立し營築及び神社佛閣建立の事、知行割の事、寺社のこと并異域の事、諸國地圖の事を沙汰すべし。松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、堀田加賀守正盛、三浦志摩守正次、阿部對馬守重次、太田備中守資宗は、麾下の諸士の万事沙汰すること、官工の拜謁いとま給はる事、醫員にあづかりし事、常例構造及び匠作の事、常例賜物の事、京坂駿府その他各所の番士并に諸有司のこと、万石以下組外のともがら訴訟の事を、奉るべしと仰出さる。日記。令

——大猷院殿御實紀卷廿四

德川禁令考、老中職務定則ニツキテ曰ク、一按ニ幕府ノ政ヲ天下ニ行フハ實ニ慶長年間ニ昉ル、其頃規模ノ設ケハ既ニ建ツト雖モ其施ハ漸次ニ舉行アリテ、寛永年間ニ稍々備ル。此一條ヲ以テ當時老中職務章程ノ概略ヲ知ルベシ。ト。

寛永十一年甲戌年三月三日

老中職務定則

覺

- 一、禁中并公家門跡衆之事。
- 一、國持衆總大名壹萬石以上御用并御訴訟之事。
- 一、同奉書判形之事。

一、御藏入代官方之御用之事。

一、金銀納方并大分御遣方之事。

一、大造之御普請并御作事堂塔御建立之事。

一、知行割之事。

一、寺社方之事。

一、異國方之事。

一、諸國繪圖之事。

右之條々御用之儀并訴訟之事。

寛永十一年戊三月三日

酒井雅樂頭

土井大炊頭

酒井讃岐守

——德川禁令考第二卷

小者以下服

三月廿六日壬子○寛永十一年甲戌(紀元二九四年)○壬子、三正綜覽。

小者、中間、草履取、轎夫等ノ衣服制限ヲ布令

ス。○大猷院殿御實紀。

小者以下服制事蹟

小者中間草履取驕夫等服制

産業篇第三 覇都時代

けふ○寛永十一年三月廿六日令せらるゝは、小もの、中間、草履取、轎夫等、衣服襟袖縁帯褌に絹用ふべからず。木綿の服に縫紋ほどこすべからずとなり。

〔附記一〕 替者檢校戒飾

十一日○寛永十一年四月酒井阿波守忠行のもとへ、替者檢校等をめして、近年替者等法令をみだり上聞をかすめ、みだりなる舉動あるよし聞ゆ。いよゝ神祖の御遺令を守り、十老ども廉直に沙汰すべし。もし背くものあらば、嚴謹せらるべき旨を傳ふ。

〔附記二〕 諸國米穀缺乏ニ付各所粟米拂下

七日○寛永十一年五月毎國米穀欠乏のよし聞ゆれば、こたび御旅中○上便よからんため、各所の廩米を出し拂はしむべしとして、勘定組頭杉田九郎兵衛忠次をつかはさる。

〔附記三〕 長崎制札

廿八日○寛永十一年五月長崎奉行兩員へ老臣連署の下知狀を賜ふ。その文去年二月廿八日の令に同じ。又長崎の地へ建らるゝ制札の文にいふ。伴天連の徒本邦へ渡海の事、本邦の武具異國へもたらすこと、奉書船の外異域へ渡海の事、附たり我國に居住せる異國人も同じかるべし。此旨違犯のものは、すみやかに嚴科に處せらるべしとなり。例。條

十一日○寛永十一年六月長崎町奉行神尾内記元勝赴任のいと給ひ、かの地に赴き天主教制禁の令を傳ふ。

大猷院殿御實紀 卷廿五

大猷院殿御實紀 卷廿四

大猷院殿御實紀 卷廿四

大猷院殿御實紀 卷廿四

堺町芝居興行事蹟

五月○寛永十一年甲辰村山又三郎堺町○市内日本橋區ニ芝居ヲ創ム。○劇場年表。武江年表。

堺町芝居興行

同○寛永十一年甲辰五月村山又三郎、泉州堺より御當地○下り、上堺町○よて櫓を御免、子供五六人召連、地唄手踊り○よて初興行、是市村座の祖也。○鎌倉河岸の小芝居、不殘芝居町へ移さる。今の柴井町かり。

劇場年表

武江年表

同○寛永十一年甲辰村山又三郎、芝居葺屋町に於て始て興行。市村羽左衛門の組なり。

〔附記一〕 將軍上洛、金銀棉ヲ禁闕ニ呈シ、同時ニ京都市民ニ銀ヲ賜フ。

廿三日○寛永十一年七月京洛町年寄每町より二人づゝ、本丸二丸間の白洲によびよせ、御上洛の御祝として銀十ニ万枚○或は十一万六千二百五十三枚に作る下さるむね、土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝、板倉周防守重宗、大目付井上筑後守政重、水野河内守守信これを傳ふ。市中の商屋三万五千四百十九戸とぞ。北の櫓にならせられその様を御覽す。銀は後日京職の廳にて配分せしといへり。小堀遠江守政一、代官五味金左衛門豊直共に奉行す。

〔附記二〕 閏七月廿七日○寛永十一年西城失火ノ責ニ依リ酒井雅樂頭忠世○籠居ヲ命ゼラレ、其後罪ユリタルモ政府ニ入ルヲ許サズ、金銀府庫ノ奉行タラシム。

けふ○寛永十一年閏七月廿七日江戸よりの注進に、この廿三日夜初更の頃、西城の厨より失火して、殿閣ことごとく延焼せり。よて留守酒井雅樂頭忠世大におそれ、寛永寺に入りて罪をまつよしなり。やがて酒井因幡守忠知も

産業篇第三 關都時代

〔附記二〕 酒井忠世金銀府庫奉行ニ左遷

〔附記一〕 將軍上洛京都市民ニ賜銀

はせのほり、この事聞えあぐる。水火の天災は、たとひいかなる時にもがるべきにあらねば、忠世留守したりとも、火災あらんに忠世が罪といふべからず。然るに忠世閣閣の重臣にて留守しながら、火おこるとおのが咎られん事をはかり、城を逃出て出入する事、ほとんど大臣の所置にあらず。かつは武士の道に於て臆したりとやいはんと、以の外御けしきあしく、その旨奉書もて忠世に仰下さる。(世に傳ふる所、忠世累世宰臣の隨一にて、權勢肩をならぶる者なかりしが、後大に畏縮して籠居月日をへたり。やがて御免ありしかども、政府に入る事をとゞめられ、金銀府庫の奉行となり身を終りぬ。是より土井利勝、酒井忠勝の二人専ら宰輔の重任にゐて、威權やうく顯赫たりしとぞ。)

——大猷院殿御實紀 卷廿六

廿七日○寛永十一年十二月酒井雅樂頭忠世御ゆるし蒙り拜謝し奉る。(紀伊記。是より西城留守をばとゞめられしなり。金銀の奉行たりしとぞ。)

——大猷院殿御實紀 卷廿六

八月四日丁亥○寛永十一年(紀元二二九四年)八月。中略。○丁亥、三正綜覽。幕府命シテ、譜第大名ノ妻子ヲ悉ク江戸ニ移サシム。

○寛永日記。大猷院殿御實紀。

譜第大名妻子江戸移住

此月○寛永十一年八月

一、賜列侯朱章書、徒内諸侯邸于江戸。東府外記

四日○寛永十一年八月。普第大名の妻子を所領ニ置もの、今年よりみな江戸に引移すへしと仰いださる。

——大猷院殿御實紀

譜第大名妻子江戸移住

譜第大名妻子江戸移住

諸大名の妻子を證人として府にめさるゝ事は、關原のはじめ加賀黃門利長、其母芳春院を江戸に進らせしを權輿とすといへども、なべて定れることにはなかりき。當代の始、薩摩中將家久、土井大炊頭利勝に就て、國家の昇平すでに三朝を経て、洪恩に浴せざるものなし、諸大名の妻子を府にめされ各邸に住居せしめば、彼等江戸に在ること封邑にゐるよりも安堵すべしときこえあげしかば、その議する所ことほりなりと聞召いられぬ。家久まづをのが妻子を引連府邸にうつりしかば、その他の大小名もをのづからこれに倣ふこととなり、ことに普第大名へは、寛永十一年八月妻子を所領に置もの、今年より皆江戸に引うつすべしと仰下されしより、悉く家眷を府に置事と定りしが、今に至りては、國持はじめ大小名、とも領地にかへらむよりも府に在勤するを安むする風向にうつりしなり。

——大猷院殿御實紀附錄卷三

十一年○寛永十一年八月四日、令して譜代大名の妻子を領地ニ置ものは皆府下に移さしむ。○大猷院殿御實紀

按に、此頃まで諸侯と雖とも未だ府下に居邸なくして、其親屬などの家宅に同居せし類もありしとなり。舊譜邸書上。此令及次年在府交替の令以後も、内外諸侯其妻室を此に移しよきと、其從者も隨て從來るもの多く、都下の戸口は是より益々増加を致せしとなり。

——東京地理志料

是ニ至テ諸侯ノ妻子悉ク江戸居住ト爲リ、旗下ノ士全家族ノ江戸居住ニ加ヘ、霸都ノ名實斯ニ完成シ、府内ハ爲ニ一段ノ殷昌ヲ添ヘタリ。

九月朔日甲寅○寛永十一年甲戌(紀元二二九四年)九月。○甲寅、三正綜覽。江戸市民へ銀五千貫ヲ賜フ。○寛永日記。誠貳日記。大猷院殿御實紀。

江戸市民賜銀

産業篇第三 霸都時代

江戸市民賜銀事蹟

九月朔日○寛永十一年

江戸町人召集大手廣場、賜白銀五千貫、土井大炊頭利勝傳之。

——寛永日記

一、同年○寛永十一年八月廿日歸御被成いて、九月朔日江戸相町人御本丸大手之橋本にて上様も御矢藏へ御出被成ゆる、兩奉行秋本殿、柳生殿、御披露なる御禮申上い。壹人前ニ銀子五枚のり、江戸ニ廿年ノ内ニ居申者ニ三枚のり、江戸としくニ居申者ニ貳枚のり被下い。則町人湯島淺草方々にて御金之いそひ仕い也。其年中遊山仕い。

——誠貳日記○年々世間開書同

九月朔日寛永十一年江戸府間の町人を、大手の廣庭にめしあつめ、土井大炊頭利勝仰をつたへ、大目付町奉行伺公して銀五千貫下さる。城櫓にならせられてそのさま御覽あり。

世に傳ふる所は、こたび京まで市人三万五千四百十九人へ、銀五千貫目賜はりし事、公武共に例なき事として、京人の感悦なよめならず歡拵して、江戸様の方は足になしていぬべからずと申けるとぞ。又江戸にては廿年土着のものへ三枚づゝ、廿年前のものは五枚づゝ、はしづゝのものは二枚づゝほどこされしをかしこみて、湯島淺草邊まで度々金のいはひといふ事を催し、土人中遊樂して絃歌の聲絶ざりしとぞ、大坂奈良塚にては地子錢を御免ありし、歡喜の聲天地ひびかしたり。中にも大坂三郷町中の父老ども、かゝる曠世の盛典を不朽に傳へずんばあるべからずと、高麗橋の邊櫓屋敷といふにて一統會し、御仁政を忘れざる爲にとて、大鐘を鑄て二六時中の用に充。今もかの地にありとぞ。

紀年錄。誠貳日記。

——大猷院殿御實紀卷六

芝新網町起立

九月廿一日甲戌

○寛永十一年甲戌(紀元二二九四年)○甲戌、三正綜覽。

芝浦漁師ニ賜フ處ノ網干場ニ町割ヲ許サレ芝新

網町起立ス。文政町方書上。

芝新網町起立事蹟

芝新網町

芝新網町

一、當町起立之義、往古より一圓芝浦と唱い海邊なる、御入國之頃、漁夫共多有之、日比相建、漁獵仕罷在い。東照宮○德川家康御在世之砌、芝浦に被爲成い御儀有之、其後台徳院様○德川秀忠御代、寛永三寅年九月三日町御奉行嶋田彈正忠様御臺所に白魚奉差上い様被仰付い之付、則差上申い處、爲御褒美金子頂戴仕夫引續年々御臺所に白魚差上、金子頂戴仕來い。其後下總國古河に被爲成い砌、島田彈正忠様御組田所五右衛門殿御使なる、古河御殿に白魚差上い様被仰付い間、差上申い處、爲御褒美寛永七年七月十日酒井雅樂頭様・土井大炊頭様・町御奉行島田彈正忠様御立合なる、當名主惣十郎先祖越後事傳右衛門被召出、百間四方之濱端、漁夫共網干場ニ被下置、尤汐入之葭原なる御座い處、寛永十一年九月廿一日町御奉行加賀爪民部少輔様・堀式部少輔様御勤役之節、漁夫共居屋敷ニ奉願上、町割被仰付、其砌芝新網町と唱來申い。右ニ付唯今以漁夫共入交罷仕い。尤前書之通網干場ニ被下置い地所之儀ニ付、新網町と唱申い。且大猷院様御代迄日比漁仕御菜差上來い處、嚴有院様御代寛文八九年之頃鯛をたしろ拂底ニ御座い砌、外漁夫共右日比漁之儀、上魚之子取盡い旨申上いニ付、同年十二月十二日町奉行渡邊大隅守様御掛リニ御評定所に被召出、可被遊御構い間、日比獵之儀、三ヶ年之内相止可申旨被仰渡、翌十三日言上

日比漁

御帳面之御記被成下、依之其節之御差上申、日比漁相止段、書留有之。

一、町内拜領町屋敷之儀之御公役相勤、沽券地之分之御國役相勤申。右御國役之譯左之通。

一、濱御庭之被爲成節之儀、金杉川口之御前日御當日共、番船差出相勤申。

一、品川筋海手に被爲成節、右同様番船差出相勤申。

一、從江戸駿府并國之御用御荷物等御出船之節、且大坂表之御當地之御用御荷物御積下等、都御用船出入之節、御船手御役所之浦御觸出節、引船差出、并御荷物難風助船御手當等被仰付。

右之通引船并難風等之節、船數相増助船差出相勤申。尤當所之代地之割合古來之相勤來申。濱御殿御成之節、御前日町御奉行所之船拂御出役有之、當時并芝新錢座町・同湊町・芝金杉町・本芝町・芝田町右六ヶ所共、御目障之不相成様船留仕、火之元守方等被仰渡、并佃島沖火術御打揚物有之、船留船拂御出役有之、番船差出、尤其以前外五ヶ所名主共之當町名主之致通達置、一同惣十郎宅之相揃、被仰渡奉請、御證文差上來申。

一、當町家左衛門儀、先祖之慶長年中之當所之罷在漁夫之御座處、子孫相絶不申、其後寛文八申年中之漁夫相止、肴問屋家業仕、鱧等多分取扱、當左衛門迄十代相續仕。然處文化六巳年七月中、本小田原町組肴問屋共、町御奉行小田切土佐守様御番所之仲間出入申立節、左衛門儀、是迄無株之鱧荷物引請段心得違之旨、御利解有之、當時本小田原町組肴問屋仲間之加入仕、家業仕罷在。

一、名主惣十郎先祖之儀、鎌倉長尾權五郎景政之孫大庭景義、頼朝公之臣之、景國之申者相續仕。後年移之大庭筑後儀、吉良家之勤仕、駿府之住居仕、武功有之由、知行五千石を領、其子越後、其子豊前、

其子女蕃、五代目越後儀、子細有之蒙勸氣、武州豊島郡世田谷村之籠居仕、傳右衛門之改名仕罷在處、同人乳母之天才兵衛之申者、芝浦之漁夫之有之付、當所之參居。然所東照宮御在世之節、芝浦之被爲成、漁夫之業之浦之様子等被遊御尋折々、傳右衛門罷出御答奉申上處、由緒等被遊御尋之付、委細申上。其後台徳院様御代寛永二五年三月中、町御奉行島田彈正忠様之傳右衛門被召出、永久名主相勤の様被仰付、難有御請奉申上、則傳右衛門事、如元越後之改名仕、帶刀麻上下着用相勤申。其後三代目惣十郎之至、町人共帶刀御停止之相成之付、帶刀國名共相止申。家名之儀、當時迄十三代血脈を以相續仕、名主役相勤罷在。先祖之相傳之葵吉次之刀一腰、關孫六之脇差壹腰、宇多信國之刀一腰、無名之長刀一振之儀、度々火災之節焼失仕哉、當時一品之無御座。勿論住居仕之表京間拾間、裏行同八間三尺、坪數八十四坪六合壹勺有之草創地面所持仕、家督之節、町年寄方之書上仕儀之御座。度々火災之節書物等焼失仕得共、相殘之書留を以申上。

一、前書才兵衛儀、慶長年中之當所之罷在、元和二辰年二月二日死去仕、子孫相絶不申、當才兵衛迄九代相續仕、當町左衛門店之罷在、唯今以漁夫家業仕罷在申。

——文政町方書上

十一月九日辛酉寛永十一年(紀元二二九四年)辛酉、三正綜覽。執政土井利勝大炊頭、松平信綱伊豆守、阿部忠秋豊前守、堀田

正盛加賀守、命ヲ萩長門國、城主毛利秀就松平長門守、熊本肥後國、城主細川忠利越中守、等ニ傳ヘテ、明

後年寛永十三年(紀元二二九六年)ニ於ケル江戸城修築ノ役ヲ助ケシム。毛利家記録。細川家記。寛永十二年乙亥紀元二二九五年

十三年丙子寛永二十九年(紀元二二九六年)ノ二丸弘擴、總構築造ハ、是頃ニ計畫定マリ、爲ニ市街邸宅

江戸城弘擴ニ伴フ市街寺社轉移

寺社ヲ轉移セシメタル者小ナカラズ。○皇城篇 參照。其内是年○寛永十一年(紀元二九四年)ノ轉移ニ係ル者、西北外濠ノ敷地タル麴町附近ノ市街寺社有リ。○文政町方書上。文政寺社書上。

江戸城弘擴ニ伴フ市街寺社轉移

寛永十一年ニ於ケル者ノ内、市街ノ轉移左ノ如シ。麴町拾壹町目等線上線下、外堀鑿開ノ敷地ニ當ルヲ以テ也。今ノ麴町拾壹町目、拾貳町目、拾參町目ノ位置始テ定マル。○市街篇 參照。

十一月十四日丙申○寛永十一年甲戌(紀元二二九四年)○丙申、三正綜覽。驛馬并ニ駄賃錢ニツキ令ス。○大猷院殿 御實紀。

驛馬并駄賃錢布令

十四日○寛永十一年十一月、けふ諸驛に令せらるゝは、驛馬晝夜に限らず出すべし。駄賃錢定めぬ如くうけとるべし。増錢とらば因獄せらるべし。法令違犯して賃錢をむさぼり、あまつさへ其他の馬出さるは曲事たるべし。雇ひ馬せん事ははかりあふまゝたるべし。又傷せられしか、其他いぶかしげなる者馬からんといふときは、晝夜共に訴へ出づべし。其他寛永二年十一月馬夫さげし手形のむねそむくに於ては、曲事たるべしとなり。○武家殿 制録。

大猷院殿御實紀

醸酒高半減其他布令

十二月○寛永十一年甲戌(紀元二二九四年)。昨今連年各地不作ニツキ府下、京坂、奈良、堺其他酒造地ニ於ケル醸酒高ヲ今年ハ定額ノ半減トシ、新規醸造者ヲ禁止シ、不作地ノ百姓撫育方、并ニ御鷹場ニ麥種ヲ播カシムル等令ス。○武家殿制録。大猷院殿御實紀。

醸酒高半減其他

醸酒高半減其他布令

就凶年御觸條々

- 一、去年當年在々所々耕作損亡之所在之、其上材木山出等付る米令費之間、酒造之義、江戸、京都、大坂、奈良、堺其外名酒所々ニ至迄當年來年之例年之半分可造之、并新規之酒屋一切可令停止、若於違背ハ其所之給人御代官可爲越度、自然密々多作輩あらば、假令雖爲下人訴人出べし。御褒美被下之、其上ひを不成様ニ可被仰付い。勿論酒屋ハ可被行罪科事。
- 一、耕作損亡之所百姓可困窮之間、此上不草臥やう入念仕置可有之事。
- 一、先年如被仰出對土民不可成非義、若又作毛不損亡之所申掠、年貢令難澁ニ可爲曲事事。
- 一、在々所々雖爲御鷹場かゝしを致し、從年内麥をまかせ可申事。
- 一、鹿猪追せ申へし。勿論取來い所ハ猶以其通りたるべき事。

戊十二月 日

武家殿制録

此冬○寛永十一年十二月ノ項、○中略。又代官地頭の輩に命せらるゝは、昨今連年各國五穀損耗し、かつ山伐出すにより米穀の費あれば、府下、京坂、奈良、堺、其他酒造の地にては、今年は醸酒定額の半たるべし。新に醸すは是を停禁す。もし違犯せば地頭代官過失たるべし。もしひそかに多く醸すものあらば、たとひ下人たりとも訴へ出べし。褒賜せられしうへ仇をなさざるやうに令せらるべし。醸せし者は罪に處せらるべし。田圃みのらざる地は、農民艱困すべければ、今より後凍餓せざらんやう心いるべし。先年より命ぜられし如く、農民に對し非儀なすべからず。もし虚耗せざる地を申掠め、租税出す事をいなまば、曲事たるべ

14

14.9
8

